

告示第48号

御船町町民憩の家 眺世庵の指定管理について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理について、次のとおり指定したので告示する。

施設の名称	指定管理者		指定期間
	所在地	名称及び代表者	
町民憩の家 眺世庵	上益城郡御船町 大字御船726番地	一般社団法人 御船町シルバー 人材センター 理事長 本山 浩二	令和6年4月1 日から令和9年 3月31日まで

令和6年3月26日

御船町長 藤木 正幸

